平成22年新司法試験合格証書の交付について

平成22年新司法試験の合格証書は、9月28日(火)から10月1日(金)までの間において、以下の手続により授与しますので必ず受領願います。

1 郵送での受領

上記期間内に、表に赤字で「合格証書郵送希望」と記した適宜の封筒に、**合格通知書写し(あて名面を含む。)、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票(以下「戸籍抄本等」という。)**及び**返信用封筒**(角形 2 号【縦 3 3 . 2 cm, 横 2 4 . 0 cm 程度】に4 4 0 円分の郵便切手(簡易書留郵送料)をはり付けて、送付先住所、氏名及び郵便番号を明記したもの)を封入して司法試験委員会あてに郵送してください。郵送による請求は、9 月 2 8 日(火)以前でも随時受け付けます。

- 2 法務省内合格証書交付所(1階)での受領(代理人でも可) 上記期間の午前10時から午後零時及び午後1時から午後5時までの間に,**合格通 知書(あて名面を含む。),戸籍抄本等**及び**印鑑**を必ず持参してください。
 - ※ 法務省東玄関(日比谷公園側)から入庁願います。

なお、戸籍抄本等は返還しませんので注意願います。

また、本籍・国籍・氏名等の身分事項を変更された方で、司法試験委員会に届出を済ませていない方は、至急、連絡願います(平成22年司法試験(新司法試験)受験案内6ページを参照ください。)。